定款

一般財団法人日本木材総合情報センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本木材総合情報センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要 な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、木材が国民生活を支える基礎資材として重要な役割を有していることにかんがみ、木材の需給、価格、生産、流通及び消費に関する情報の収集、分析及び提供、木材の買受けに係る債務の保証等木材の安定供給の確保を支援する活動等を総合的に推進することにより、木材の需給及び価格の安定並びに木材の安定供給の確保を図り、もって林業及び木材関連産業の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業 を行う。
 - (1) 木材の需給・価格動向の分析・予測並びに木材の生産又は流通に関する情報の収集・分析・提供に関する事業
 - (2) 木材の需要拡大に関する事業
 - (3) 木材の流通改善に関する事業
 - (4) 木材産業の体質強化に関する事業
 - (5) 木材の安定供給の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行う団体の業務についての連絡調整及び助言、指導その他の援助に関する事業
 - (6) 素材生産業、木材製造業、木材卸売業を営む者等による木材の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。)の保証に関する事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の第1号、第2号及び第7号の事業は本邦及び海外、 同項第3号から第6号までの事業は日本全国で行うものと する。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、理事会及び評議員会で定める。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、 毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事 会の決議を経て、評議委員会の承認を受けなければなけれ ばならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が 終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなればならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち同項第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 10 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。)第 179条から第 195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件の全てを満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに掲げる評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - 二 口又はハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ 口からニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二 に掲げる評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を 超えないものであること
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立 行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学 法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関 法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。) または認可法人(特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第 11 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された 評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときま でとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任され た者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す る。

(評議員の報酬等)

- 第 12 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事又は監事の選任又は解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの 定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 理事会の決議により理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選によって定める。

(決議)

- 第 18 条 評議員会の決議は、法令及びこの定款で規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、決議によって特別の利害を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第20条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第20条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 8人以上10人以内
 - (2) 監事 2人以内
 - 2 理事のうち 1 名を理事長とし、「法人法」第 9 1 条第 1 項 第 1 号の代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち 2 人以内を「法人法」第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事 の中から選任する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができ ない。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に、4 箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める ところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告 を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること ができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで

とする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の 任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条第 1 項各号に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後であっても、新たに選任にされた者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、 評議員会の決議により解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

- 第 27 条 この法人に、任意の機関として相談役若干名を置く ことができる。
- 2 相談役は、理事会の同意を得て、木材の生産流通等に関して識見を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、この定款に別の定めのある場合のほか、 次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各 理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面において同意の意思表示をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条 についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的 である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によ って解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、伊藤威彦とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 赤木 壯 鈴木和雄

大 件 皆 淺 光 茂 茂 田 茂 田 茂 樹